

犯罪被害者等支援

メニューリスト

(令和 7 年度版)

玄海町

目 次

町の支援メニュー・対応窓口

1 犯罪被害者等のための総合的対応窓口	1
2 経済的支援	
(1) 見舞金	1
(2) 高額療養費の支給	1
(3) 医療費の一部負担金の徴収猶予、減免	1
(4) 後期高齢者医療保険料の減免、納付	1
(5) 介護保険料の減免、納付	1
(6) 自立支援医療の負担軽減	2
(7) 国民年金の支給	2
(8) 子育てに係る負担の軽減	2
(9) 町税等の減免、納付	3
(10) 生活保護	3
(11) 町営住宅への入居	3
(12) 上下水道料金の減免、納付	3
(13) 母子生活支援施設への入所	3
(14) 就業の支援	3
(15) 商品・サービスに関する苦情や業者とのトラブル	4
(16) 多重債務に関する相談	4
3 精神的・身体的被害の回復・防止等	
(1) 精神保健福祉	4
(2) 子育ての悩み	4
(3) DV相談	4
(4) 障害者虐待	4
(5) 高齢者虐待	5
(6) 身体の障害	5
(7) 住所情報の保護	5
(8) 医療に関する苦情や相談	5

町の支援メニュー・対応窓口

1 犯罪被害者等のための総合的対応窓口

犯罪被害者等からの相談や問合せに応じます。 また、相談内容に沿って、必要な支援を行っている庁内関係部署や関係機関へ適切につながります。	住民課 戸籍・くらし係 (役場 1 階) TEL 0955-52-2157
---	--

2 経済的支援

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 見舞金	犯罪被害にあった方などに見舞金を支給します。	住民課 戸籍・くらし係 (役場 1 階) TEL 0955-52-2157
(2) 高額療養費の支給 【国民健康保険、後期高齢者医療保険】	世帯の 1 か月間の医療費の自己負担額が、その世帯の自己負担限度額を超えた場合、申請によりその超えた分を高額療養費として支給します。	こども・ほけん課 保険・年金係 (役場 1 階) TEL 0955-52-2159
(3) 医療費の一部負担金の徴収猶予、減免 【国民健康保険、後期高齢者医療保険】	第三者行為(交通事故、闘争等)を除く医療費の一部負担金の支払いが困難となった犯罪被害者等の徴収猶予や減免の相談に応じます。	こども・ほけん課 保険・年金係 (役場 1 階) TEL 0955-52-2159
(4) 後期高齢者医療保険料の減免、納付	後期高齢者医療保険料の納付が困難となった場合などに、状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。	こども・ほけん課 保険・年金係 (役場 1 階) TEL 0955-52-2159
(5) 介護保険料の減免、納付	介護保険料の納付が困難となった場合などに、状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。	福祉・介護課 介護保険係 (役場 1 階) TEL 0955-52-2220

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(6) 自立支援医療の 負担軽減	一定以上の症状を有する精神疾患 の治療のため通院医療が必要な方 に対して、医療費の自己負担額を軽減 します。	福祉・介護課 福祉係 (役場1階) T E L 0955-52-2220
(7) 国民年金の支給 【遺族基礎年金】	国民年金加入中の方又は老齢基礎 年金の資格期間を満たした方が亡く なられた場合において、亡くなられ た方に生計を支えられていた配偶者 やこどもがいるときに支給します。	こども・ほけん課 保険・年金係 (役場1階) T E L 0955-52-2159
【障害基礎年金】	国民年金加入中にかかった病気や 怪我等が原因で一定以上の障害が残 った場合などに、一定額を支給しま す。	こども・ほけん課 保険・年金係 (役場1階) T E L 0955-52-2159
(8) 子育てに係る負 担の軽減 【育児】 ●児童扶養手当	父若しくは母と生計を同じくして いない、又は父若しくは母に一定以 上の障害がある場合において、児童 の母、父又は養育者を対象として、 その生活の安定を図るために支給し ます。	こども・ほけん課 こども係 (役場1階) T E L 0955-52-2159
【保育】 ●ひとり親家庭等の保育 料の軽減	ひとり親家庭等の保育料につ いて、所得に応じて軽減します。	こども・ほけん課 こども係 (役場1階) T E L 0955-52-2159
【保育】 ●一時保育 (一時預かり)	保護者の傷病・入院等により、緊 急、一時的に保育が必要となったこ ども(保育園等に入所していないこ ども)を保育します。 利用料金 【一時保育】 ・1日利用(4時間超) 2,000円 ・半日利用(4時間以内) 1,000円 ・延長料金(1時間あたり) 100円 【一時預かり】(昼食代300円含む) ・1日利用(4時間超) 2,000円 ・半日利用(4時間以内) 1,000円	こども・ほけん課 こども係 (役場1階) T E L 0955-52-2159

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
【医療】 ●ひとり親家庭等医療費の助成	ひとり親家庭等の母又は父及びその児童に対し、保険診療のうち、自己負担分にかかる医療費について助成をします。 （本人及び同居の扶養義務者の所得制限があります。）	こども・ほけん課 こども係 （役場 1 階） T E L 0955-52-2159
【修学】 ●就学費用の援助	経済的困窮にあると認められる場合に、小中学校での就学に必要な経費の一部を援助します。	教育課 学校教育係 （玄海みらい学園内） T E L 0955-80-0233
(9) 町税等の減免、納付	町税等の納付が困難となった場合などに、状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。	住民課 税務係 （役場 1 階） T E L 0955-52-2157
(10) 生活保護	生活に困窮した場合、生活保護法に基づき、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、世帯の自立を助長します。	福祉・介護課 福祉係 （役場 1 階） T E L 0955-52-2220
(11) 町営住宅への入居	犯罪被害により、これまで住んでいた家に住み続けることが困難となった場合などに、町営住宅への入居に関する相談に応じます。	まちづくり課 まちづくり係 （役場 1 階） T E L 0955-52-2156
(12) 上下水道料金の減免、納付	上下水道料金の納付が困難となった場合などに、状況に応じた減免や分割納付などの相談に応じます。	生活環境課 ・上水道係 （役場 3 階） T E L 0955-52-2114 ・下水道・環境係 （役場 3 階） T E L 0955-52-2189
(13) 母子生活支援施設への入所	18歳未満のこどもを養育している母子家庭や、何らかの事情で離婚の届出ができないなど母子家庭に準じる家庭の相談に応じ、関係機関へつなぎます。	こども・ほけん課 こども係 （役場 1 階） T E L 0955-52-2159
(14) 就業の支援	母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦の方の相談に応じ、関係機関へつなぎます。	こども・ほけん課 こども係 （役場 1 階） T E L 0955-52-2159

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(15) 商品・サービスに関する苦情や業者とのトラブル	契約トラブルや悪質商法による被害などについて、消費生活相談員が相談に応じます。	玄海町消費生活相談窓口 (役場 1 階) T E L 0955-52-2157
(16) 多重債務に関する相談	多重債務やヤミ金融などについて、消費生活相談員が相談に応じます。	玄海町消費生活相談窓口 (役場 1 階) T E L 0955-52-2157

3 精神的・身体的被害の回復・防止等

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(1) 精神保健福祉	精神保健及び精神障害者福祉に関する本人や家族、関係者等の相談に応じ、助言、指導、関係機関の紹介などを行います。	【精神保健】 こども・ほけん課 保健衛生係 (役場 1 階) T E L 0955-52-2158 【精神障害者福祉】 福祉・介護課 福祉係 (役場 1 階) T E L 0955-52-2220
(2) 子育ての悩み	子育てに関する相談に応じます。児童虐待に関する相談にも応じます。	こども・ほけん課 こども係 (役場 1 階) T E L 0955-52-2159
(3) DV相談	配偶者やパートナーからの暴力等に関する相談に応じます。	企画商工課 企画・統計係 (役場 3 階) T E L 0955-52-2112
(4) 障害者虐待	障害者に対する虐待の早期発見・早期対応に努めるとともに、障害者虐待の防止の啓発を行います。	福祉・介護課 福祉係 (役場 1 階) T E L 0955-52-2220

相 談 内 容	制度・サービスの内容	窓 口
(5) 高齢者虐待	高齢者虐待防止に関する周知・啓発を図るとともに、虐待の早期発見・早期対応に努め、関係機関と連携して高齢者を守ります。	福祉・介護課 介護保険係 (役場 1 階) T E L 0955-52-2220
(6) 身体障害	身体に障害がある場合、相談に応じ必要な支援を行います。	福祉・介護課 福祉係 (役場 1 階) T E L 0955-52-2220
(7) 住所情報の保護	D V やストーカー行為等の被害を申し出た方のうち、支援の必要性が確認された方（以下「支援措置対象者」）について、申出の相手となる方が住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付の制度を不当に利用して支援措置対象者の住所を探索することを防止（住民基本台帳事務における D V 等支援措置）し、支援措置対象者の保護を図ります。	住民課 戸籍・くらし係 (役場 1 階) T E L 0955-52-2157